

住宅取得支援事業

住宅取得支援事業は、中心市街地の活性化を図ることを目的として、亀山市立地適正化計画に位置付ける居住誘導区域を範囲として、居住誘導区域外に居住されている方が、居住誘導区域内の住宅を取得し、居住される方に対し、住宅取得費の一部（新築住宅：上限 20 万円、中古住宅：上限 10 万円）を補助するものです。

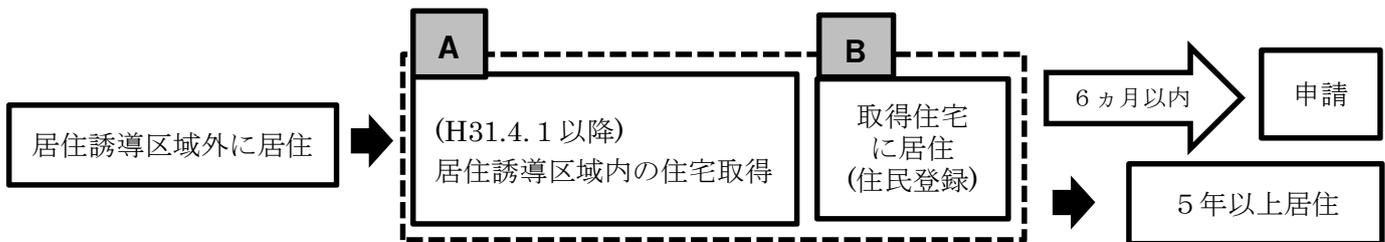
さらには、子育て世帯の定着を図っていくことを目的として、子育て世帯には上乘せ支援（新築住宅：上限 10 万円、中古住宅：上限 5 万円）を行うものです。

【対象住宅（すべてに該当）】

- 亀山市立地適正化計画に位置付ける居住誘導区域内にある住宅
- 一戸建て住宅
- 購入する住宅（相続、贈与は対象外）

【対象者（すべてに該当）】

- 平成 31 年 4 月 1 日以降に居住誘導区域内の住宅を取得【A】
- 居住誘導区域内の取得住宅に居住（住民票登録）.【B】
- A・Bの前、居住誘導区域外に居住
- A・Bの後、6 ヶ月以内申請
- A・Bの後、5 年以上居住の意思がある者



【補助金額】

- 新築住宅：住宅取得額の 1%（上限 20 万円）
子育て加算：住宅取得額の 0.5%（上限 10 万円）
- 中古住宅：住宅取得額の 1%（上限 10 万円）
子育て加算：住宅取得額の 0.5%（上限 5 万円）

※子育て加算：中学生以下の子がいる世帯

【予算】

新築	: 20 万円 × 3 件 = 60 万円
新築 + 子育て加算	: 30 万円 × 3 件 = 90 万円
中古	: 10 万円 × 2 件 = 20 万円
中古 + 子育て加算	: 15 万円 × 2 件 = 30 万円
計	200 万円

【問合せ先】

○亀山市 産業建設部 都市整備課 住まい推進グループ 電話 84-5038

(居住誘導区域)

